



平成24年 9月
(令和3年3月 一部修正)

新潟市

この手引きは、駐車場の設置、管理、変更する際に留意すべき駐車場法に基づく届出手続きや守るべき基準などをまとめたものです。届出の様式については、この手引きまたは新潟市のホームページをご参照ください。

この手引きにおける略号は次のとおりです。

「法」 駐車場法（昭和32年5月16日 法律第106号）

「施行令」 駐車場法施行令（昭和32年12月13日 政令第340号）

「施行規則」 駐車場法施行規則（平成12年11月24日 運輸省・建設省令第12号）

なお、その他法令については、その都度根拠となる法令名を記載しております。

— 目 次 —

I.	路外駐車場設置等の届出について	1
1.	届出の対象となる駐車場とは	1
2.	路外駐車場管理者の責務	3
3.	自動二輪車の受け入れについて	3
II.	届出の種類	4
1.	設置（変更）の届出	4
2.	管理規程の届出	5
3.	休止・廃止・再開の届出	6
4.	バリアフリー新法に基づく届出	6
5.	変更の届出が必要な場合	7
6.	届出手続きの流れ	8
III.	路外駐車場の構造及び設備の基準	9
1.	自動車の出口及び入口	9
2.	前面道路が2以上ある場合	10
3.	入口と出口の隔離	11
4.	出入口の隅切り	11
5.	出口付近の構造	12
6.	国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所	12
7.	車路の幅員	13
8.	駐車マスの寸法	13
9.	バリアフリー	13
10.	供用時間・料金等の明示	14
IV.	建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準	15
1.	車路の構造	15

2.	はり下の高さ	15
3.	避難階段	16
4.	防火区画	16
5.	換気装置	16
6.	照明装置	17
7.	警報装置	17
V. 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準		18
1.	特殊装置の分類	18
2.	対象とする自動車	18
3.	特殊装置の面積の算定方法	18
4.	特殊装置の前面空地	18

<届出様式等>

- 路外駐車場設置（変更）届出書（様式1）
- 路外駐車場管理規程の（変更）届出書（様式2）
- 路外駐車場休止届出書（様式3）
- 路外駐車場再開届出書（様式4）
- 路外駐車場廃止届出書（様式5）
- 路外駐車場の届出に関する技術的基準チェックシート（様式6）
- バリアフリー新法に基づき添付する書面（様式7）
- バリアフリー新法に関する構造設備等のチェックシート（様式8）
- 路外駐車場管理規程（例）

【用語解説】

駐車のための施設：駐車場

駐車のに供する施設：駐車マス（自動車の駐車スペース）

※自動車には、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含みます。

路外駐車場：道路の路面外に設置され、一般公共の用に供する自動車の駐車場

一般公共の用に供する：利用者が限定されず、一般の人が自由に利用できること

特定路外駐車場：建築物又は建築物に付属する駐車場以外の届出が必要な路外駐車場

附置義務駐車施設：新潟市駐車場条例に基づき

設置される駐車施設

バリアフリー新法：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の通称

移動等円滑化経路：高齢者、障がい者等が円滑に移動できる歩行者用通路

I. 路外駐車場設置等の届出について

多数の利用者が安心して駐車場を利用できるように、駐車場法により一定規模以上の駐車場を対象とした届出の義務や構造・設備等の基準が定められています。

1. 届出の対象となる駐車場とは

次の3つの条件のすべてにあてはまる駐車場は、法に基づく届出が必要です。

[法第2条・11条・12条]

【届出が必要な駐車場の条件】

1. 道路の路面以外に設置される駐車場で、一般公共の用に供されるもの
(以下、『路外駐車場』という)
2. 一般公共の用に供される部分の駐車マスの面積が500㎡以上のもの
3. 駐車場利用者から料金を徴収するもの

【解説】

■ 「一般公共の用に供されるもの」とは

駐車場を利用する人が特定の人に限定されず、一般の人が自由に利用できることをいいます。

次の例のように、利用者が限定されている場合は「一般公共の用に供される」駐車場ではありません。

—例—

- ・ 建物に併設され、その建物の関係者など特定の者の専用利用とし、それ以外の者（部外者・一般者）の利用を認めない駐車場
- ・ 月極契約など、契約者の駐車スペースを固定した定期契約者のみが利用する駐車場

ただし、同一の駐車場において、時間制の駐車マス（コインパーキング等）と専用利用駐車マス（月極契約等）の部分が併設されている場合は、時間制の駐車マスの部分について「一般の用に供されるもの」として扱います。

■ 駐車マスの面積について

特殊装置（いわゆる機械式）を用いる場合における面積の算定にあたっては、駐車用の用に供する部分に該当する車箱（ゲージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定が容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては小型自動車または軽自動車（自動二輪車を除く）のみの駐車用の用に供する特殊装置については自動車1台あたり12㎡、普通自動車（大型バス、トラック等を

除く)の駐車の用に供することができる特殊装置については自動車1台あたり15㎡とみなして算定します^①。

①「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」(平成26年12月25日国土交通省告示第1191号)

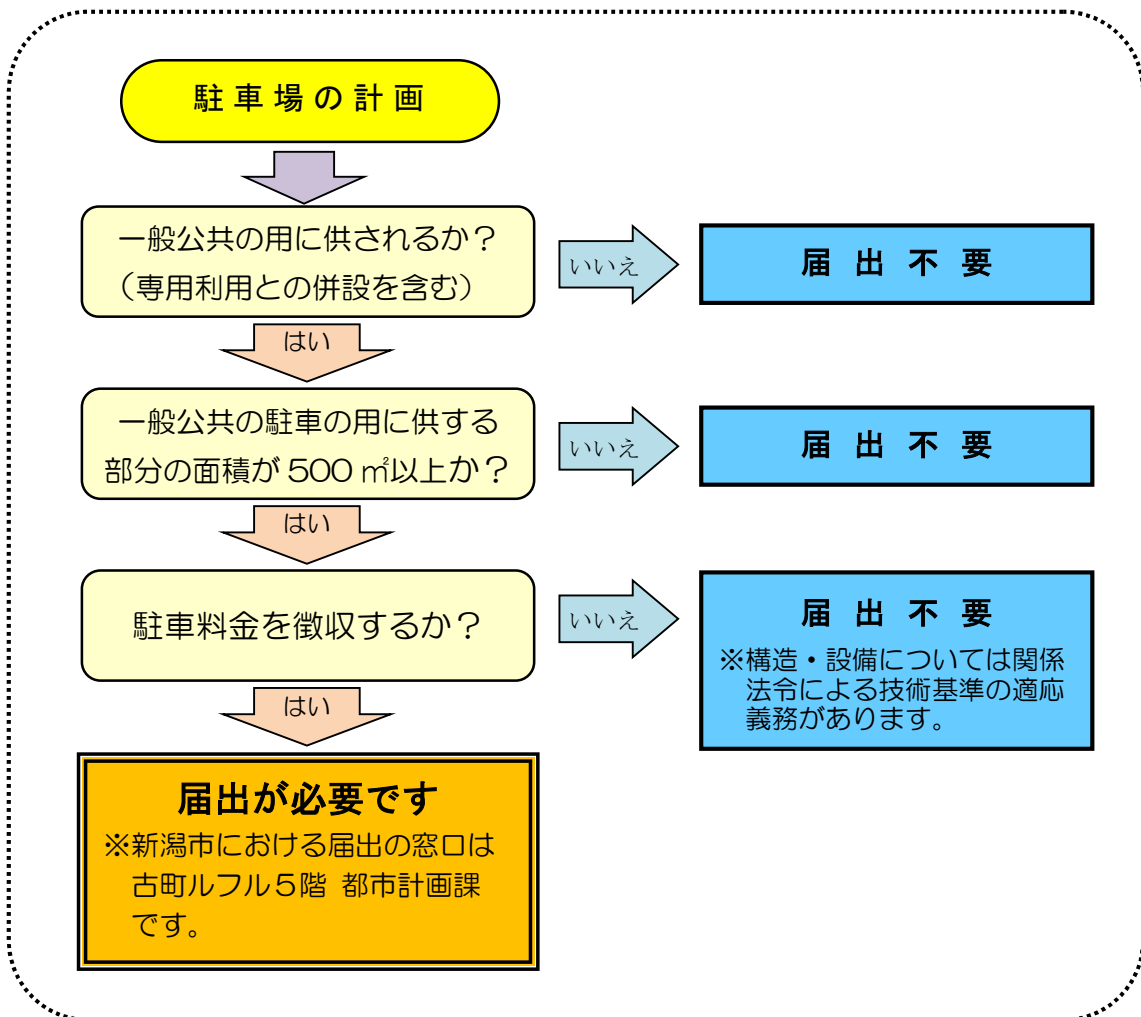
■「料金を徴収するもの」とは

時間単位や1日単位で料金を徴収するもののほか、以下のように提携する商店等の特約も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

—特約の例—

- ・レシートチェックを行い、レシートのないもの、または規程時間超過分について料金を別途支払うもの
- ・一定時間無料の後料金を徴収するもの
- ・駐車場の直接の利用者以外が相当の料金を支払うもの(商店を利用した人に駐車券を発行し、その駐車券に相当する額を商店が支払うものなど)
- ・管理料等の名目で費用を徴収するもの 等

■ 駐車場法に基づく届出の対象となる駐車場の判断は下記のとおりです。



2. 路外駐車場管理者の責務

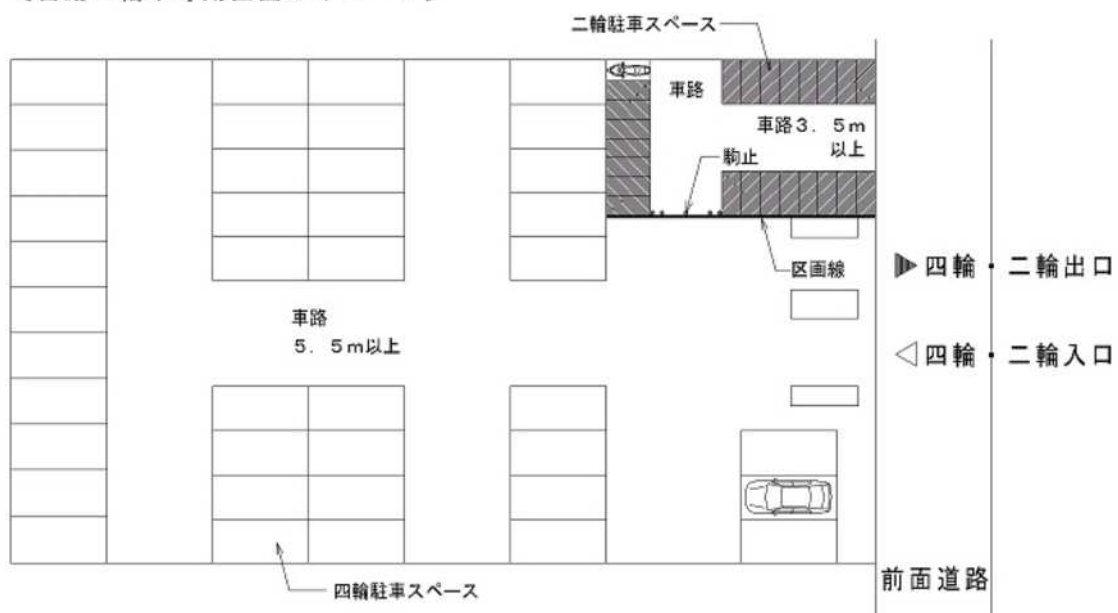
路外駐車場管理者（以下、管理者）は次の1）～4）の責務があります。

- 1) 路外駐車場の設置（変更）届出、管理規程の（変更）届出をしなければなりません。（駐車場の休止、廃止、再開の場合も同様です。）
- 2) 管理規程で定めた駐車場の供用時間内において、正当な理由のない限り、その供用を拒んではなりません。
- 3) 管理規程に従って業務を運営するとともに、その駐車場の構造及び設備を施行令で定められている基準に適合させなければなりません。（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ参照）
- 4) 駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。管理者の責任をすべて否定するような「駐車場内での事故、盗難等については一切の責任を負わない。」という表現は、駐車場法に抵触するため適切ではありません。

3. 自動二輪車の受け入れについて

路外駐車場を設置される皆様は、四輪用駐車マスでの自動二輪車の受け入れや、自動二輪車専用マスの設置の検討をお願いします。

〔自動二輪車専用区画のイメージ〕



II. 届出の種類

駐車場法に基づく届出には、下記のものがあります。

1. 設置(変更)届出
2. 管理規程の届出
3. 上記それぞれの変更、休止、再開、廃止の届出

駐車場を新たに設置する場合は、設置の届出と管理規程の届出が必要となります。

届出書は、正副各1部ずつ、合計2部提出してください。

※副本は返却します。

1. 設置(変更)の届出 [法第12条、施行規則第21条]

駐車場を計画する際に駐車場の位置、規模、駐車台数、構造等を記載した書類を届出する必要があります。

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 着工前(変更の場合は、変更前)

※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。

工事の手戻り等を防ぐため、設計時や工事着手前までに、ご相談ください。

- 3) 届出書類 下記の【表-1】に示す書類を提出してください。

※変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ必要となります。

【表-1】路外駐車場設置(変更)届出に必要な書類

書類・図面名称	建築物	建築物 以外	備考
路外駐車場設置(変更)届出書(様式1)	○	○	変更の場合は変更箇所を朱書き
駐車施設の概要	○	○	面積計算書 構造等(建築物の場合)
路外駐車場の位置を表示した付近見取図(縮尺1/10,000以上)	○	○	周辺の主要な公共施設(学校等)を明示
路外駐車場の区域等を表示した平面図(縮尺1/200以上)	○	○	技術的基準が遵守されていることが確認できるように明示 駐車場の区域、駐車マス、出入口、車路、附近の道路、面積、寸法等を記入

各階平面図 (縮尺1/200以上)	○		屈曲部には回転軌跡を表示
2面以上の立面図 (縮尺1/200以上)	○		
2面以上の断面図 (縮尺1/200以上)	○		
大臣認定書の写し及び特殊 装置設置計画書	○	○	特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車場等)
路外駐車場の届出に関する チェックシート(様式6)	○	○	チェック項目を確認の上、☑を記載
バリアフリー新法に基づき 添付する書面(様式7)		○	
バリアフリー新法に関する 構造設備等のチェックシ ート(様式8)		○	チェック項目を確認の上、☑を記載

【備 考】

- ・一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に示してください。
- ・A4の大きさ(図面等の大判のものはA4サイズに折り込む)で提出してください。

2. 管理規程の届出 [法第13条、施行令第16条、施行規則第3・4条]

駐車場を運営する際に、供用時間、駐車料金等を明記した管理規程を作成し、届ける必要があります。

なお、管理規程に記した供用時間や駐車料金は利用者の見やすい場所に明示しなければなりません。[施行令第17条]

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 供用開始後10日以内(変更の場合は、変更後10日以内)
- 3) 届出書類 下記の【表-2】に示す書類を提出してください。

【表-2】管理規程の届出に必要な書類

新 規 届 出	変 更 届 出
路外駐車場管理規程の(変更)届出書 (様式2) ※路外駐車場管理者の押印不要	路外駐車場管理規程の(変更)届出書 (様式2) ※路外駐車場管理者の押印不要

<p>管理規程</p> <ul style="list-style-type: none"> • 路外駐車場の名称 • 路外駐車場管理者の氏名及び住所 ※路外駐車場管理者の押印不要 (法人の場合は、代表者の氏名等も) • 供用時間(休業日、供用開始及び時刻) • 駐車料金に関する事項 • 構造上駐車することができない自動車 • 付帯業務の内容(付帯業務がある場合) <p>※駐車場管理規程の例がありますので、 参考にしてください</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 管理規程の変更内容を示す書類 もしくは • 変更後の管理規程(全文)
---	---

【備考】

- A4の大きさに提出してください。

3. 休止・廃止・再開の届出 [法第14条]

駐車場の全部又は一部を休止し、または廃止したときは届出が必要になります。

なお、休止している駐車場を再開したときも、届出が必要です。

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 それぞれの行為後10日以内
- 3) 届出書類 路外駐車場休止、再開、廃止届出書(様式3、様式4、様式5)

4. バリアフリー新法に基づく届出 [高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条等^②]

特定路外駐車場(建築物又は建築物に付属する駐車場以外の届出が必要な路外駐車場)を設置する場合は、高齢者・障がい者等の移動に配慮し、構造・設備を省令^③で定める基準に適合させなければなりません。

- 1) 届出者 特定路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 路外駐車場の設置(変更)届出書に添付
- 3) 届出書類
 - バリアフリー新法に基づき添付する書面(様式7)
 - バリアフリー新法に関する構造設備等のチェックシート(様式8)
 - 車いす利用者用駐車施設、移動等円滑化経路等を表示した平面図
(縮尺1/200以上)

※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。

工事の手戻り等を防ぐため、設計時や工事着手前までに、ご相談ください。
変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ必要になります。

- ②「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条」、「同法施行規則第7条」
 及び「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」

5. 変更の届出が必要な場合

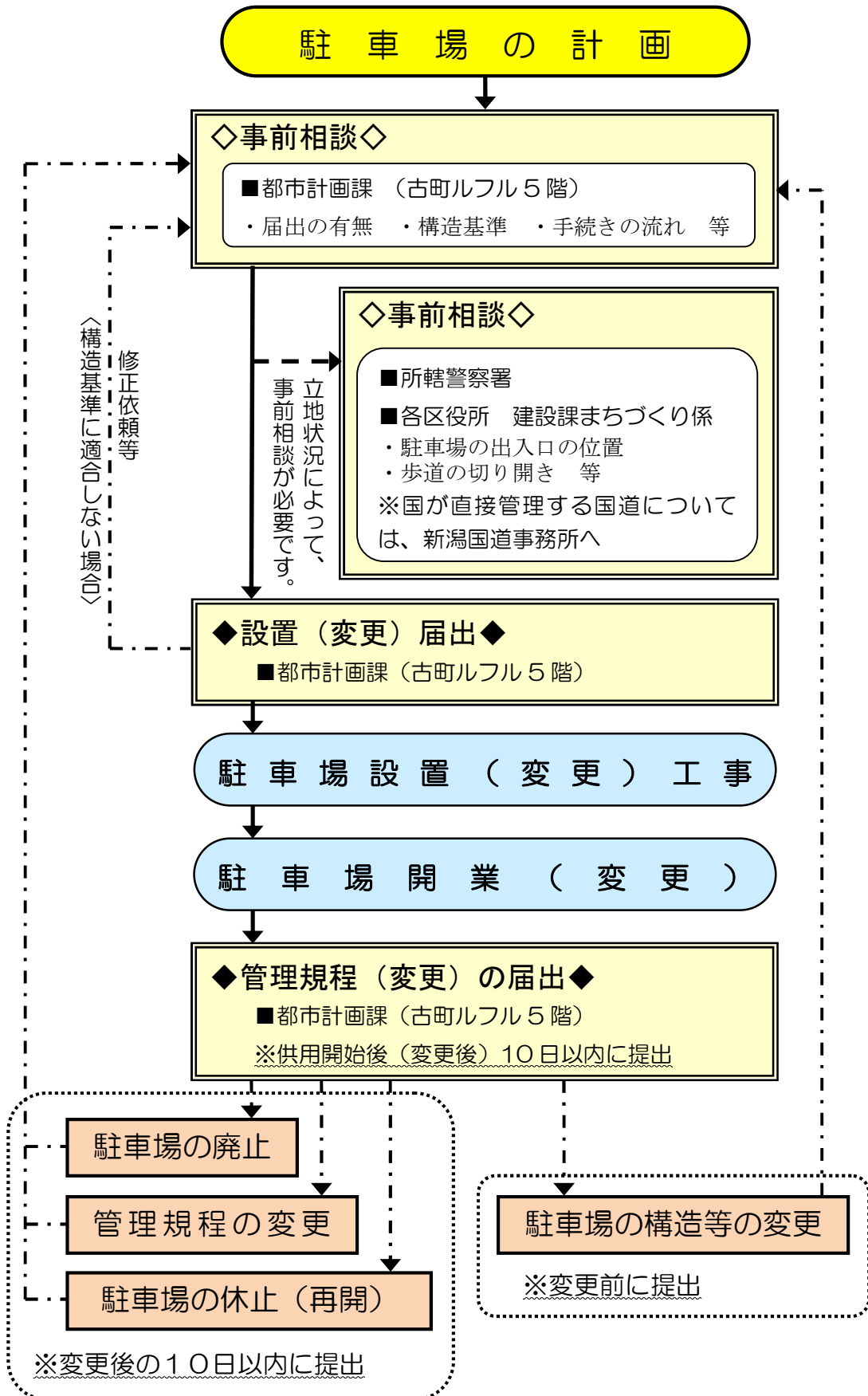
届出が必要な駐車場の管理者、駐車場名称、駐車場の構造、駐車台数、駐車料金及び
 供用時間等を変更しようとする場合、変更の届出が必要になります。

下記の【表-3】に変更の内容に応じて届出が必要となる書類を示します。

【表-3】 変更内容と必要な届出書類

変更の内容	届出が必要な書類		その他
	路外駐車場 設置変更届	管理規程 変更届	
管理者の変更 (名称の変更を含む)	○	○	駐車場管理者が法人の場合、 代表者のみの変更については 届出不要。
管理者住所の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
規模、構造、設備の変更	○	—	変更事項に係る図面等を添付
付帯業務の変更	○	○	
駐車料金の変更	—	○	
供用時間、供用契約、及び省 令で定められた事項の変更	—	○	

6. 届出手続きの流れ



Ⅲ. 路外駐車場の構造及び設備の基準

路外駐車場で、一般公共の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合にはおいては、それらの法令の規定によるものとされ、その他次に掲げる技術的基準を満足していなければなりません。〔法第11条〕

料金を徴収しない駐車場でも、面積が500㎡以上であれば、構造及び設備の技術的基準に適合させなければなりません。

1. 自動車の出口及び入口 〔施行令第7条第1項第1号〕

自動車の出口及び入口は、次に掲げる道路の部分に設けてはなりません。〔図-1 参照〕
なお、出入口の位置、歩道の切り開きや隅切り等について、所轄警察署及び各区役所の建設課まちづくり係（国が直接管理する国道については、新潟国道事務所）と事前相談を必要とする場合もあります。

1) 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

- 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（ア）
- 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分（イ）
- 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分（ウ）
- 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に10m以内の部分（エ）
- 乗合自動車の停留所又は停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留所に係る運行系統に属する乗合自動車の運行時間中に限る。）（オ）
- 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分（カ）

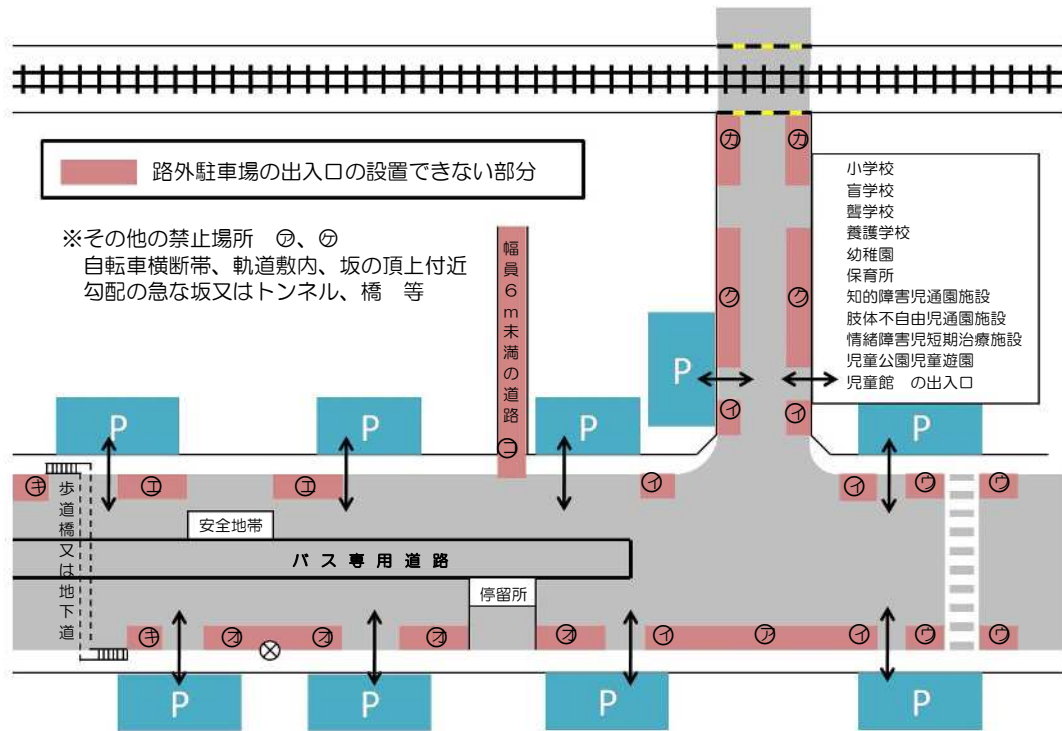
2) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分（キ）

3) 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む）（ク）

4) 橋 (ケ)

5) 幅員6m未満の道路又は縦断勾配10%を超える道路 (コ)

■ 駐車場の出入口の禁止位置図



[図 - 1]

2. 前面道路が2以上ある場合 [施行令第7条第1項第2号]

駐車場の前面道路が2つ以上ある場合は、自動車の出入口は前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければなりません。 [図 - 2]

ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りではありません。

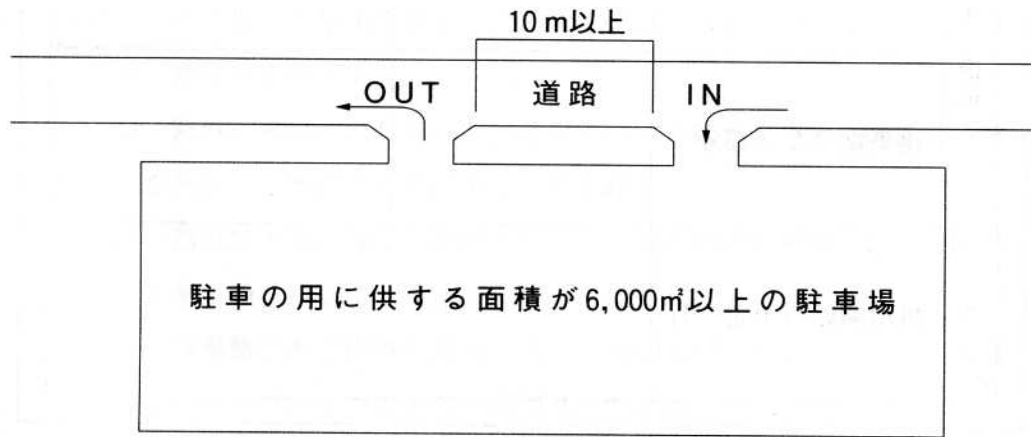


[図 - 2]

3. 入口と出口の隔離 [施行令第7条第1項第3号]

自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）の面積が 6,000 m²以上の場合、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ 10m以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。[図 - 3]

※自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を 10m未満とすることも可能です。

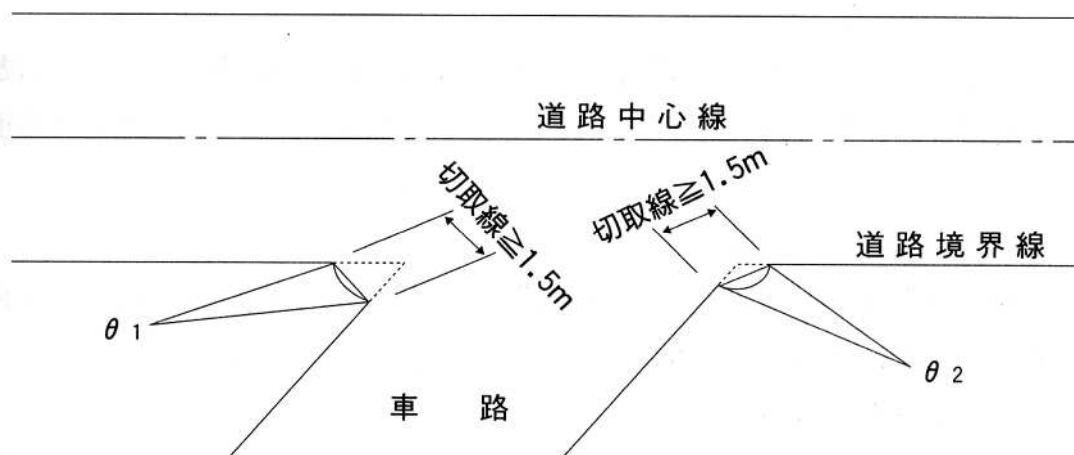


[図 - 3]

4. 出入口の隅切り [施行令第7条第1項第4号]

自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために、必要に応じて出入口の隅切りが義務付けられています。この場合、切取線と車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは 1.5m以上としなければなりません。[図 - 4]

また、車路は、当然のことながら前面道路に直角に設置することが望ましいです。

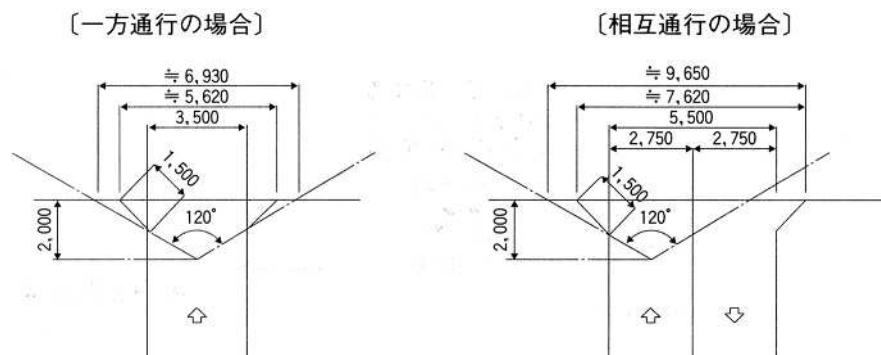


[図 - 4]

5. 出口付近の構造 [施行令第7条第1項第5号]

駐車場の出口付近は出庫車両の動線と道路の歩行者との動線がクロスするため、十分な安全性を確保しなければなりません。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。一方通行にあつては、約6.9m、相互通行にあつては約9.7mの見開きが必要です。[図-5]

自動二輪車専用駐車場にあつては、当該出口から1.3m後退した自動車車路の中心上1.4mの高さから同様に、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。



[図-5]

6. 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所 [施行令第7条第2項]

通常、交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、道路の曲がり角から5m以内の道路の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の道路の部分、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の道路の部分、幅員が6m未満の道路、トンネル、橋については出入口を設置することはできませんが、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り駐車場の出入口を設けることができます。

※具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。
なお、この国土交通大臣の認定手続きは、北陸地方整備局に委任されています。

7. 車路の幅員 [施行令第8条第1項]

駐車場には自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければなりません。自動車の車路の幅員は、相互通行の場合は5.5m以上、一方通行の車路の場合は3.5m以上としなければなりません。

路外駐車場は不特定多数の者が利用するため、車路の設計に際しては自動車が安全に走行できるものとするのが求められています。幅員5.5mが安全に相互通行できる最小値であり、一方通行時における3.5mは走行車両に対して歩行者の待避し得る最小であるということを考慮して設計しなければなりません。

8. 駐車マスの寸法

駐車マスは、自動車の大きさに前後左右のクリアランスを加えた大きさが必要となります。

現在使用されている基準（下表）を参考に設計してください。

【表-4】 駐車マスの大きさ（1台分当りの大きさ）

乗用車（幅1.7m×長さ4.7m以下） [道路構造令解説]	幅2.3m以上×奥行5.0m以上
自動二輪車 [国土交通省・標準駐車場条例]	幅1.0m以上×奥行2.3m以上

なお、当該路外駐車場が「新潟市駐車場条例」（昭和43年5月1日 施行）に基づく附置義務駐車施設である場合には、下表のように規定されています。

【表-5】 附置義務駐車施設の駐車マスの大きさ

乗用車	幅2.5m以上×奥行6.0m以上 ※附置義務台数の設置が必要
-----	-----------------------------------

※機械式駐車場で国土交通大臣の認定を受けているものはこの限りではありません。

9. バリアフリー

特定路外駐車場については、バリアフリー新法に基づく国土交通省令や、新潟県福祉のまちづくり条例施行規則で定められた構造及び設備の基準に適合させなければなりません。

10. 供用時間・料金等の明示 [施行令第17条]

管理者は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。

管理規定を有効なものとし、無用なトラブルを避けるためにも、駐車場内への掲出や駐車券への印刷により、駐車場利用者に管理規定を明示してください。

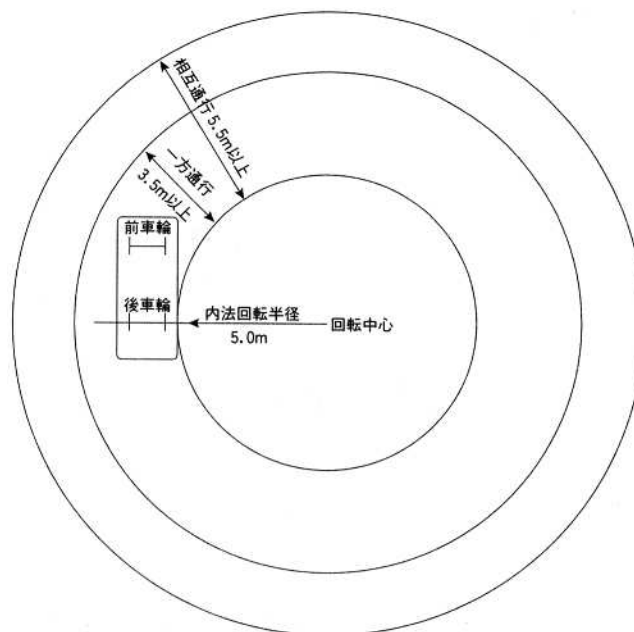
また、駐車場の入口等には自動二輪車の駐車の可否や駐車できる自動車の大きさ等について利用者にわかりやすいように明示してください。なお、構造上支障のない自動車については、正当な理由のない限り供用を拒んではならないことになっています。

IV. 建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準

1. 車路の構造 [施行令第8条第3号]

駐車場が建築物の場合、屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5.0m以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

- 1) 内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径5.0m以上の軌跡をいう。一方通行であればさらにその外側に3.5m以上、相互通行であれば5.5m以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。[図 - 6]
- 2) 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えてはなりません。
- 3) 傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げなければなりません。

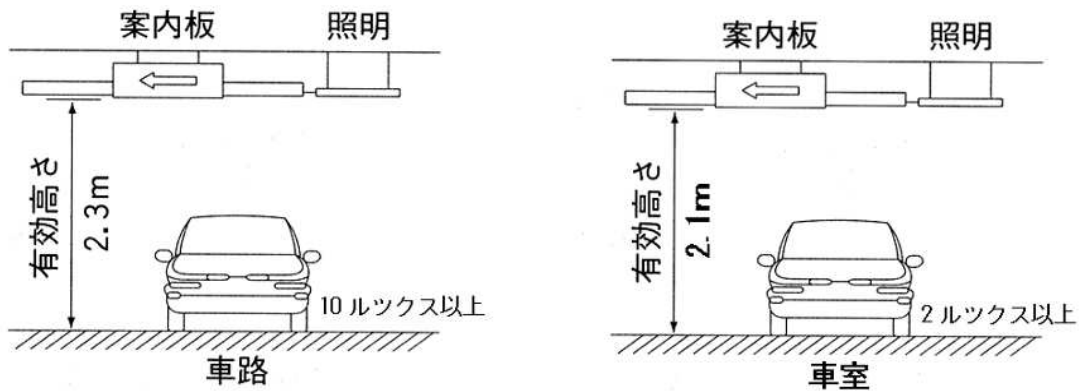


[図 - 6]

2. はり下の高さ [施行令第8条第3号、第9条]

駐車マスのはり下の高さは2.1m以上、車路の部分のはり下の高さは2.3m以上とする必要があります。車路はスロープ部による自動車の傾き、あるいは走行中のバウンド等を考慮し、はり下の必要寸法を駐車マス部分の2.1mより0.2mの余裕を加えています。[図 - 7]

なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意してください。



[図 - 7]

3. 避難階段 [施行令第10条]

地上へ直接通じる出入口のある階以外の階に駐車マスを設ける場合には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

4. 防火区画 [施行令第11条]

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は防火戸等の特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければなりません。

5. 換気装置 [施行令第12条]

駐車場には、その内部の空気を床面積1平方メートルにつき1時間につき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。

（機械換気）

ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りではありません。（自然換気） [図 - 8]

対象となる駐車場の床面積については車室及び車路等も含まれます。

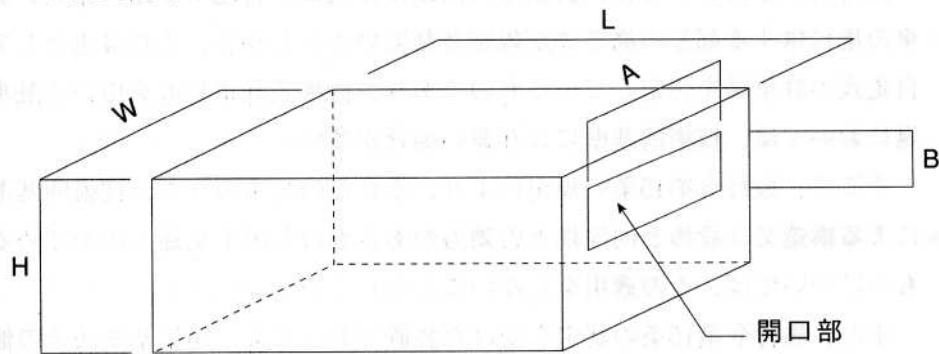
地下駐車場の場合は、さらに「地下駐車場排気ガス障害予防対策要綱」並びに労働基

準法施行規則第18条及び労働安全衛生規則第577条に基づく構造及び設備上の制限が定められています。

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合：必要換気量 $V \geq 10 \times H \times W \times L$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$



[図 - 8]

6. 照明装置 [施行令第13条]

避難上最小限の明るさを確保するために、下記の照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

なお、この規定は、屋上にも適用されます。

- 1) 自動車の車路の路面 10ルクス以上
- 2) 自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上

7. 警報装置 [施行令第14条]

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために音や光等による警報装置を設けなければなりません。

V. 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準

国土交通大臣の認定を受けた特殊装置を用いる路外駐車場については、IVの構造及び設備の基準によらないことができます。

1. 特殊装置の分類

国土交通大臣の認定を受けた特殊装置は、以下の分類のものがあります。

- (1) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスの部分に該当するものは、垂直循環方式（メリーゴーランド）、水平循環方式、多層循環方式、二段方式です。
- (2) 特殊装置が施行令第8条の車路に該当するものは、自動車用エレベーター、方向転換装置（ターンテーブル）です。
- (3) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスと施行令第8条の車路との組合せであるものは、エレベーター方式、エレベータースライド方式、平面往復方式です。

2. 対象とする自動車

道路運送車両法（施行規則別表第1）に定める普通自動車（大型のバス、トラック等を除く）、小型自動車又は軽自動車（二輪車を除く）です。

3. 特殊装置の面積の算定方法

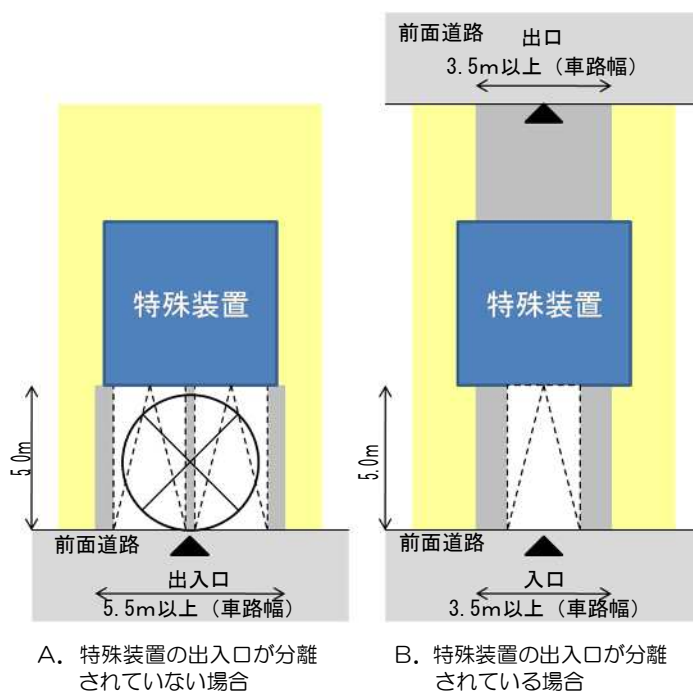
特殊装置の駐車マスの部分の面積の算定に当たっては、道路運送車両法で規定された小型自動車又は軽自動車のための駐車のために供する特殊装置の場合、自動車1台当たり12㎡とみなし、普通自動車（大型バス、トラック等を除く。）の駐車のために供することができる特殊装置については、自動車1台当たり15㎡とみなして算定します。

4. 特殊装置の前面空地

施行令第15条の認定基準に基づいて、「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置（二段方式を除く）と道路の間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、

又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けなければなりません。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることが必要です^③。 [図 - 9]

③ 「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」 (平成26年12月25日国土交通省告示第1191号)



[図 - 9]

<参考様式>

路外駐車場設置変更届出書 (様式1)

路外駐車場管理規程の (変更) 届出書 (様式2)

路外駐車場休止届出書 (様式3)

路外駐車場再開届出書 (様式4)

路外駐車場廃止届出書 (様式5)

路外駐車場の届出に関するチェックシート (様式6)

バリアフリー新法に基づき添付する書面 (様式7)

バリアフリー新法に関する構造設備等のチェックシート (様式8)

路外駐車場管理規程 (例)

路外駐車場設置(変更)届出書

令和 年 月 日

新潟市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所(押印不要)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
規模	3 イ 駐車場の区域の面積	m ²				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	m ²				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注1)専用	m ²	(駐車台数 台)
				特定自動二輪車(注2)専用	m ²	(駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	(四輪車駐車台数 台) (特定自動二輪車駐車台数 台)
				小計	m ²	
		それ以外の部分	四輪車専用	m ²	(駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	m ²	(駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	(四輪車駐車台数 台) (特定自動二輪車駐車台数 台)	
			小計	m ²		
車路等の面積(B)		m ²				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	m ²	(駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	m ²	(駐車台数 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	(四輪車駐車台数 台) (特定自動二輪車駐車台数 台)	
			小計	m ²		
	それ以外の部分	四輪車専用	m ²	(駐車台数 台)		
		特定自動二輪車専用	m ²	(駐車台数 台)		
		四輪車及び特定自動二輪車併用	m ²	(四輪車駐車台数 台) (特定自動二輪車駐車台数 台)		
		小計	m ²			
車路等の面積(D)		m ²				

	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	m ² (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	m ² (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	m ² (四輪車駐車台数 台) (特定自動二輪車駐車台数 台)
				小計	m ²
			それ以外の部分	四輪車専用	m ² (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	m ² (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	m ² (四輪車駐車台数 台) (特定自動二輪車駐車台数 台)
				小計	m ²
4 構造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号		
		特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備				
6	附帯業務のための施設				
7	従業員概数				
8	供用開始(予定)日		令和 年 月 日		

(注1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

(注2) 大型自動二輪車(側車付きのものを除く)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く)。

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等、一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場管理規程の（変更）届出書

令和 年 月 日

新潟市長

路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所（押印不要）

駐車場法第13条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項} \\ \text{第4項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 実施（予定）日	

備考

- 届出にあたっては、定められた管理規程の写しを添付すること。
- 変更届出の場合は、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 不要な文字は二重線で抹消すること。

路外駐車場休止届出書

令和 年 月 日

新潟市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所（押印不要）

駐車場法第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止の理由

4 休止年月日 令和 年 月 日

5 休止台数 全部・一部 台

備考

- 一部休止の場合は、休止部分の区域を明示した図面を添付すること。
- 不要な文字は二重線で抹消すること。

路外駐車場再開届出書

令和 年 月 日

新潟市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所（押印不要）

駐車場法第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 再開の理由

4 再開年月日 令和 年 月 日

5 再開台数 全部・一部 台

備考

- 一部休止の場合は、休止部分の区域を明示した図面を添付すること。
- 不要な文字は二重線で抹消すること。

路外駐車場廃止届出書

令和 年 月 日

新潟市長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所（押印不要）

駐車場法第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 廃止の理由

4 廃止年月日 令和 年 月 日

5 廃止台数 全部・一部 台

備考

- 一部廃止の場合は、廃止部分の区域を明示した図面を添付すること。
- 不要な文字は二重線で抹消すること。

駐車場法の技術的基準チェックシート【必須項目】

駐車場の名称 _____

駐車場法施行令		
出入口 (施行令第7条)	道路 交通 法 第 44 条 関 係	<input type="checkbox"/> 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか
		<input type="checkbox"/> トンネルに設けていないか（国土交通大臣が認めたものは除く）
		<input type="checkbox"/> 交差点の側端から5m以内でないか（国土交通大臣が認めたものは除く）
		<input type="checkbox"/> 道路のまがりかどから5m以内でないか（国土交通大臣が認めたものは除く）
		<input type="checkbox"/> 横断歩道または自転車横断帯の側端から前後5m以内でないか
		<input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から前後10m以内でないか（国土交通大臣が認めたものは除く）
		<input type="checkbox"/> バスの停留所、標示柱、標示板から10m以内でないか（国土交通大臣が認めたものは除く）
		<input type="checkbox"/> 踏切の側端から前後10m以内でないか
	<input type="checkbox"/> 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内でないか	
	<input type="checkbox"/> 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、もしくは児童館の出入口から20m以内でないか	
	<input type="checkbox"/> 橋に設けていないか（国土交通大臣が認めたものは除く）	
	<input type="checkbox"/> 接続する道路の幅員が6m以上か（ m）（国土交通大臣が認めたものは除く）	
	<input type="checkbox"/> 接続する道路の縦断勾配が10%以下か（ %）	
	<input type="checkbox"/> 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けているか（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などは除く）	
	<input type="checkbox"/> 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか（前面道路に中央分離帯等がある場合を除く）	
<input type="checkbox"/> 出入口において自動車の回転を容易にするため必要がある場合、1.5m以上の隅切りがあるか		
<input type="checkbox"/> 出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで左右60°以上見渡せ、歩行者等視認できるか （参考：出口から2m後退し視認できる出口幅＝一方通行で約6.9m以上・相互通行で約9.7m以上） ※特定自動二輪車専用の駐車場の場合は、【 】内の数値とする		
車路 (施行令第8条)	<input type="checkbox"/> 車路の幅員が5.5m【3.5m】以上あるか（一方通行は3.5m【2.25m】以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行路の兼用しない箇所については、2.75m【1.75m】以上） ※特定自動二輪車専用の駐車場の場合は、【 】内の数値とする	

駐車場法の技術的基準チェックシート [建築物の場合]

駐車場の名称 _____

駐車場法施行令	
車路 (施行令第8条)	<input type="checkbox"/> 車路の梁下高(配管、照明、標識等を含む)が2.3m以上あるか(m)
	<input type="checkbox"/> 屈曲部において、5.0m【3.0m】以上の内法半径を確保しているか ※特定自動二輪車専用の駐車場の場合は、【 】内の数値とする
	<input type="checkbox"/> 傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面または滑りにくい材料を使用しているか(%)
車室 (施行令第9条)	<input type="checkbox"/> 駐車の用に供する部分(車室)の梁下高が2.1m以上あるか(m)
避難階段 (施行令第10条)	<input type="checkbox"/> 直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段または設備を設けているか
防火区画 (施行令第11条)	<input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合、耐火構造の壁または特定防火設備で区画しているか
換気装置 (施行令第12条)	<input type="checkbox"/> 駐車場の床面積1㎡当たり毎時14㎡の換気能力があるか (※床面積は、駐車の用に供する部分(車室)のみならず、車路やスロープ等の部分を含む面積) 又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上あるか
照明装置 (施行令第13条)	<input type="checkbox"/> 車路の路面において、10ルクス以上の照明装置を設けているか(屋上を含む)
	<input type="checkbox"/> 車室の床面において、2ルクス以上の照明装置を設けているか(屋上を含む)
警報装置 (施行令第14条)	<input type="checkbox"/> 自動車の出入りおよび道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか
特殊の装置 (施行令第15条)	<input type="checkbox"/> 特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があるか

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために 必要な構造及び設備	特定路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台
	特定路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こうばい</small> の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書きにすること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄において、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックシート

駐車場の名称 _____

移動の円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令	
路外駐車場車いす使用者用駐車施設 (省令第2条)	<input type="checkbox"/> 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）を一以上設けているか ※大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）専用の駐車場を除く
	<input type="checkbox"/> 幅は3.5m以上あるか
	<input type="checkbox"/> 当該駐車施設またはその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示があるか
	<input type="checkbox"/> 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道または公園、広場その他の空地までの経路で、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けているか
路外駐車場移動等円滑化経路 (省令第3条)	<input type="checkbox"/> 傾斜路を併設する場合を除き、経路上に段差を設けていないか
	<input type="checkbox"/> 出入口の幅は、80cm以上あるか
	通路 <input type="checkbox"/> 幅は、120cm以上あるか
	<input type="checkbox"/> 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか
	<input type="checkbox"/> 幅は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上あるか
	<input type="checkbox"/> 勾配が1/12を超えていないか、または、高さが16cm以下の場合は1/8を超えていないか
傾斜路 <input type="checkbox"/> 高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
<input type="checkbox"/> 勾配が1/12を超え、または、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	
特殊の装置 (省令第4条)	<input type="checkbox"/> 特殊の装置を用いている場合、国土交通大臣の認定があるか

〇〇駐車場管理規程（例）

1 名称

〇〇〇駐車場

所在地 新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(2) 名称 〇〇駐車場株式会社

(3) 代表者名 代表取締役社長〇〇〇〇

(4) 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 利用（第7条－第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条－第18条）

第4章 引取りのない車両の措置（第19条－第22条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第23条－第27条）

第6章 雑則（第28条）

第1章 総 則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第2条第4号に定める自動車、以下「車輛」という。）の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生又は発生する恐れがあると認められる場合。

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

(駐車できる車輛)

第6条 駐車場に駐車することのできる車輛は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものは除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものは除く。)以外のもの(以下「四輪自動車」という。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

2 大型自動二輪車(側車付きのものは除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものは除く。)(以下「自動二輪車」という。)は、取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利 用

(駐車場の入出等)

第7条 車輛が入庫するときは、駐車場入口管理所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車輛が出庫するときは、駐車場出口管理所において係員に駐車券を返納し、所定の駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けたのち入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車輛通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は8km毎時をこえないこと。
- (2) 追越をしないこと。
- (3) 出庫する車輛の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ボロ切れ及び吸がら等は各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭事及び喧騒に亘る行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車輛を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車輛及びその取付物等に損傷を与え、又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届出ること。

- (8) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車輛を離れるときは窓を閉め、扉及びトランクには施錠をして盗難防止に努めること。
- (9) 場内においては営業行為及び演説、宣伝、募金、署名運動その他公安を害する行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第 11 条 管理者は、駐車場が満車である場合は駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒絶し、又は車輛を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車輛その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 車輛備え付けのガソリン携帯かんを除き引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (3) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第 12 条 管理者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金、若しくは所要数の回数駐車券を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。
- (3) この規程第 13 条に規定する措置を取るため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第 13 条 管理者は、駐車場について事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車輛の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第 14 条 駐車料金は、車輛 1 台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額 (上限額)
普通時間 午前 8 時から午後 11 時まで	駐車時間毎 30 分(30 分未満の端数は 30 分に切り上げる)につき 金 円
深夜時間 午後 11 時から翌日の午前 8 時まで	駐車時間毎 60 分(60 分未満の端数は 60 分に切り上げる)につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第 15 条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫

の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車輛が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間部又は深夜時間部にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間において定期駐車契約を締結する。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用時間	料金の額（上限額）	
			四輪自動車	自動二輪車
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヵ月	円	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで	1ヵ月	円	円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで	1ヵ月	円	円

(消費税を含む)

(2)定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合において定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか若しくは管理者の指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割計算とし、その月の分の前納する。また、月の途中解約の場合は、日割計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車輛の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車輛を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障をきたすおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(回数駐車券)

第17条 回数駐車券を次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が発行するものとする。

種類	券数	金額（上限額）
回数駐車券（四輪自動車）	55枚綴り	円
回数駐車券（自動二輪車）	55枚綴り	円
回数駐車券（四輪自動車）	110枚綴り	円

回数駐車券（自動二輪車）	110 枚綴り	円
--------------	---------	---

2 回数駐車券の代金は、当該回数券を引渡の際收受する。

（不正利用者に対する割増金）

第 18 条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その 2 倍相当額の割増金を收受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金のほかに、不正使用に係る時間制駐車料金の 2 倍相当額の割増金を收受する。

- ① 定期駐車契約において記載した車輦以外の車輦の駐車について定期駐車券を利用した場合
- ② 券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。
- ③ 通用期間以外の期間に定期駐車券を不正に使用し、又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合。

第 4 章 引き取りのない車両の措置

（引取り請求）

第 19 条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第 4 条に規定する期間を超えて車輦を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して 7 日を越えて車輦を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車輦を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車輦の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車輦の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車輦を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車輦の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車輦の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車輦について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第 20 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車輦（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第 21 条 管理者は、第 19 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知、又は駐車場において掲示して、車輦を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第22条 管理者は、利用者及び所有者等が車輛を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車輛の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車輛の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車輛の時価が売却に要する費用（催告後の車輛の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車輛の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車輛を処分した場合は、駐車料金並びに車輛の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償 (保管責任)

第23条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用者へあつては、定期駐車券を確認して車輛入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車輛の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収（定期駐車券による利用者へあつては、定期駐車券を確認して）車輛を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車輛に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第24条 管理者は、車輛保管にあたり、第26条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車輛の滅失又は損傷について、当該車輛の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車輛の積載物又は取付物に関する免責)

第25条 管理者は、駐車場に駐車する車輛の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第26条 管理者は、次の事由によって生じた車輛又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他不可抗力による事故。
- (2) 当該車輛その他積載物若しくは取付物の瑕疵又は積載物若しくは取付物の性質による事故。
- (3) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第27条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害を請求するものとする。

第6章 雑 則

(この規程に定めない事項)

第28条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

この冊子は、以下のサイトからダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/doro/road/parking/todokederogaityuusya.html>

〒 951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟市役所 ふるまち庁舎 古町ルフル5階

新潟市 都市政策部 都市計画課
TEL (025) 226-2679